

下水道使用料

公共下水道が使用できるようになると、流した汚水の量に応じて使用者から下水道使用料をいただくこととなります。お支払いしていただいた下水道使用料は、下水管の清掃や補修、ポンプ場の運転などの下水道施設の維持管理費に充てられます。

下水道使用料金表（1カ月） 消費税 10%税込			
	基本料金	超過料金（1m ³ につき）	料 金
汚 水 排 除 量	10m ³ 以下 990 円	10m ³ を超え 20m ³ 以下	1 2 1 円
		20m ³ を超え 30m ³ 以下	1 4 3 円
		30m ³ を超え 50m ³ 以下	1 5 9. 5 円
		50m ³ を超え 100m ³ 以下	1 7 6 円
		100m ³ を超え 500m ³ 以下	1 9 8 円
		500m ³ を超え 5,000m ³ 以下	2 2 0 円
		5,000m ³ を超えるとき	2 5 3 円

○汚水量の算定

- ・上水道をのみを使用している場合は、その使用水量が汚水量になります。
- ・井戸水を使用している場合は、井戸用メーターを設置し、その使用水量が汚水量になります。
- ・上水道と井戸水を併用している場合は、合算されたものが汚水量になります。

○下水道使用量の計算例

下水道使用料＝基本料金＋超過使用料金

2ヶ月で45m³使用した場合、1ヶ月22m³と1ヶ月23m³に分けて計算します。

1ヶ月22m ³			1ヶ月23m ³		
基本料金	10m ³ まで	990 円	基本料金	10m ³ まで	990 円
	11m ³ ～20m ³	10m ³ ×121 円＝1,210 円		11m ³ ～20m ³	10m ³ ×121 円＝1,210 円
	21m ³ ～30m ³	2m ³ ×143 円＝ 286 円		21m ³ ～30m ³	3m ³ ×143 円＝ 429 円
	合計	2,486 円		合計	2,629 円

*各月ごとの合計額1円未満の端数は切り捨てます。

2か月分の下水道使用料 2,486円＋2,629円＝5,115円

○下水道使用料のお支払方法

納入通知書又は口座振替による方法がありますが、初めての場合、最初のお支払いは納入通知書によります。口座振替を希望される場合は、初めて郵送される納入通知書と一緒に口座振替依頼書が同封されていますので、必要事項を記入し、前月分の領収書と印鑑を持参して銀行、郵便局の窓口でお申し込みください。手続き後2カ月目ころから自動引き落としされます。

なお、市営水道給水区域は、水道料金と併せて「上・下水道料金」としてお支払いいただきます。